

広島市多元的環境アセスメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境に影響を及ぼすおそれがある事業の計画策定段階での環境アセスメントを実施するための手続き等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象計画 広島市環境影響評価条例（平成11年広島市条例第30号。以下「条例」という。）第2条第2項で定める対象事業を実施するために市が策定する計画等をいう。
- (2) 多元的環境アセスメント 対象計画の策定に当たり、当該計画に基づき実施しようとする事業が環境に及ぼす影響を調査、予測、評価することをいう。
- (3) 計画策定者 対象計画を策定する者をいう。

(計画書の作成等)

第3条 計画策定者は、対象計画の策定に当たり、多元的環境アセスメントを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した多元的環境アセスメント計画書（以下「計画書」という。）を作成し、市長に提出するものとする。

- (1) 計画策定者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該計画等を所管する市の組織の名称
- (2) 対象計画の案の名称、目的及び内容
- (3) 対象計画の案の策定の背景及び経緯
- (4) 対象計画の案で検討する複数案とその設定の経緯
- (5) 環境面の調査、予測、評価の項目及び手法
- (6) 社会面及び経済面の調査、予測、評価の項目及び手法

(計画書の縦覧等)

第4条 市長は、計画書の提出があったときは、その旨公告し、これを公告の日から30日間縦覧に供するものとする。

- 2 前項、第6条第4項、第7条第3項、第9条第1項及び第11条第7項の縦覧の日数には、1月1日から同月3日まで、8月6日及び12月29日から同月31日までの日は算入しない。

- 3 計画策定者は、第1項の縦覧期間内に、計画書の内容を周知させるための措置を講じなければならない。

(計画書に対する意見書の提出)

第5条 計画書について、環境の保全と創造の見地からの意見を有する者は、前条第1項の公告の日から45日以内に、計画策定者に対し、意見書を提出することができる。

- 2 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である計画書の名称
- (3) 計画書についての環境の保全と創造の見地からの意見

- 3 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

- 4 計画策定者は、第1項の意見書の提出があつたときは、同項の期間を経過した後、述べられた意見の概要及び意見についての見解を記載した書面を市長に提出するものとする。

- 5 計画策定者は、第1項の期間内に同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書面を市長に提出するものとする。

(計画書についての市長の意見)

第6条 市長は、前条第4項又は同条第5項の規定による書類の提出があつたときは、提出のあつた日から30日以内に、計画策定者に対し、計画書について市長が環境の保全と創造の見地から検討を行った結果に基づく意見を書面により述べるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により意見を述べるときは、前条第4項の書類に記載された意見及び計画策定者の見解に配慮するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により意見を述べるときは、条例第36条に定める広島市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。

- 4 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、その旨を公告し、同項の書面の写しを公告の日から14日間縦覧に供するものとする。

(計画書の修正等)

第7条 計画策定者は、前条第1項の意見を記載した書類の送付を受けたときは、意見についての見解を記載した書面を作成し、市長に提出するものとする。

- 2 計画策定者は、第5条第1項及び前条第1項の意見を踏まえて検討を加えた結果に基づき計画書の内容を修正したときは、修正した後の計画書を前項の書面と併せて市長に提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の書面及び前項の修正した後の計画書の提出があったときは、その旨公告し、これを公告の日から30日間縦覧に供するものとする。

(報告書の作成等)

第8条 計画策定者は、計画書(前条第2項の規定により修正した計画書を提出した場合にあっては、修正した後の計画書)に基づいて多元的環境アセスメントを行い、次に掲げる事項を記載した多元的環境アセスメント報告書(以下「報告書」という。)を作成し、市長に提出するものとする。

- (1) 第3条第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 第5条第1項の意見の概要
- (3) 第6条第1項の意見
- (4) 前2号の意見についての計画策定者の見解
- (5) 多元的環境アセスメントの項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 多元的環境アセスメントの結果
- (7) 多元的環境アセスメントの全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(報告書の縦覧等)

第9条 市長は、報告書の提出があったときは、その旨公告し、これを公告の日から30日間縦覧に供するものとする。

- 2 計画策定者は、前項の縦覧期間内に、報告書の内容を周知させるための措置を講じなければならない。

(報告書に対する意見書の提出)

第10条 報告書について、環境の保全と創造の見地からの意見を有する者は、前条第1項の公告の日から45日以内に、計画策定者に対し、意見書を提出することができる。

- 2 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 意見書の提出の対象である報告書の名称

(3) 報告書についての環境の保全と創造の見地からの意見

- 3 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。
- 4 計画策定者は、第1項の意見書の提出があったときは、同項の期間を経過した後、述べられた意見の概要及び意見についての見解を記載した書面を市長に提出するものとする。
- 5 計画策定者は、第1項の期間内に同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書面を市長に提出するものとする。

(報告書についての市長の意見)

第11条 市長は、前条第4項又は同条第5項の規定による書類の提出があったときは、計画策定者に対し、報告書について市長が環境の保全と創造の見地から検討を行った結果に基づく意見を書面により述べるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により意見を述べるに当たり必要と認めるときは、市民等の意見を聴くため、公聴会を開催することができる。
- 3 前項の公聴会に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 第1項で定める意見を述べることのできる期間は、第2項で定める公聴会を開催したときは、その開催の日から45日以内、公聴会を開催しないときは、前条第4項又は同条第5項の書類の提出があった日から45日以内とする。
- 5 市長は、第1項の規定により意見を述べるときは、前条第4項の書類に記載された意見及び計画策定者の見解並びに第2項で定める公聴会を開催したときには当該公聴会で述べられた意見に配慮するものとする。
- 6 市長は、第1項の規定により意見を述べるときは、審査会の意見を聴くものとする。
- 7 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、その旨を公告し、同項の書面の写しを公告の日から14日間縦覧に供するものとする。

(計画の策定への反映)

第12条 計画策定者は、対象計画の策定に当たり、報告書の内容、第10条第1項の意見及び前条第1項の意見に配慮して、環境への負荷の低減及び環境の保全と創造に配慮した計画の策定に努めなければならない。

(対象計画策定の報告)

第13条 計画策定者は、対象計画を策定したときは、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、条

例第7条第1項に基づく環境影響評価実施計画書を提出するときまでに市長に提出するとともに、公表するものとする。

- (1) 策定した対象計画及びその概要
- (2) 対象計画を策定した理由
- (3) 第10条第1項及び第11条第1項の意見等に基づき環境の保全と創造に配慮した内容

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。